



第7部

不拡散体制

第7部 不拡散体制

第1章

輸出管理レジーム

第1節 概要

輸出管理レジームとは、兵器やその関連汎用品の供給能力を持ち、かつ不拡散に同意する国々（主に先進工業国）が集まり組織する、輸出管理についての協調のための、国際条約に拠らない枠組みである。現在、核兵器、生物・化学兵器、ミサイル、通常兵器のそれぞれに対応した以下①～⑤の5つの輸出管理レジームが存在する。

- ①原子力供給国グループ（Nuclear Suppliers Group（NSG）：核兵器）
- ②ザンガー委員会（Zangger Committee：核兵器）
- ③オーストラリア・グループ（Australia Group（AG）：生物・化学兵器）
- ④ミサイル技術管理レジーム（Missile Technology Control Regime（MTCR）：ミサイル）
- ⑤ワッセナー・アレンジメント（Wassenaar Arrangement（WA）：通常兵器）

日本はこれらすべての輸出管理レジームに参加している。輸出管理は拡散懸念国やテロ組織など、大量破壊兵器やその関連物資を入手又は拡散しようとする者に対し、いわば供給サイドから規制を行うための枠組みであり、日本はこれらの枠組みを積極的に活用しつつ、輸出管理レジーム自体の強化にも貢献している。

これらの輸出管理レジームにおいては、それぞれが対象とする兵器の開発に資するような汎用品・技術（例えば高性能コンピューター、工作機械、先端

材料、ソフトウェア等）はどのようなものにつき共通の理解を持ち、それを詳細にリスト化している。参加国はこのリストに掲載されている品目について国内法に基づき厳格な輸出管理を行っている。また、これらの輸出管理レジームでは、拡散懸念国等の動向に関する情報交換や、非参加国に対する輸出管理強化の働きかけなども行われている。

輸出管理レジームを通じた輸出管理についての協調は、不拡散体制の基礎となる極めて有効な手段であるが、不拡散の目的を達成するためには必ずしも十分とはいえない。特に、レジームに参加せず厳格な輸出管理も行っていない国からの物資調達など、抜け穴が存在する。途上国の中には、これらの輸出管理レジームは技術移転を妨げる差別的な先進国クラブである、といった反発も見られる。したがって、日本自身の輸出管理体制の堅持のほかに、そうした国々が不拡散の努力に参加するよう働きかけていくことも重要である。この観点から、日本はアジア地域における不拡散体制の強化を重視しており、アジア諸国の不拡散政策担当者を招いてのアジア不拡散協議（ASTOP）やアジア輸出管理セミナー等各種セミナーや研修などを積極的に行う等、輸出管理レジーム非参加国が、輸出管理の重要性への認識を深め、輸出管理体制の強化を徹底するよう呼びかけている（第4章参照）。

第2節 原子力供給国グループ (NSG)

1. 概要

1974年、インドが、国際原子力機関 (IAEA) による保障措置の下にありながら、核実験 (インドは、これを「平和的核爆発」と呼んでいる) を行い、核の拡散が現実の問題として認識されるようになった。これを契機として、原子力関係の資機材を輸出する際には、核拡散の危険性をできる限り排除するために条件を付すことが必要との認識が高まるようになった。原子力供給国グループ (NSG) は、このような認識に基づき、原子力関係の資機材を供給する能力のある国の間で輸出の条件について調整することを目的として1978年に設立された。

設立当初以来、NSG参加国政府は、原子力活動に使用するために特別に設計又は製造された品目 (いわゆる「専用品」) 及び関連する技術の輸出の条件を定めた指針である NSGガイドライン・パート1 (ロンドン・ガイドラインとも呼ばれる。) に従った輸出管理を行っている。輸出管理対象は、その後、通常の産業等にも用いられるが、原子力活動にも使用し得る資機材 (いわゆる「汎用品」) 及び関連する技術にも拡大されている (NSGガイドライン・パート2)。2012年12月末現在、日本を含む47か国がNSGに参加している。

こうした輸出管理は、参加国の国際法上の義務として行われているわけではなく、参加国政府が、指針という、いわば紳士協定を尊重し、国内法令等に基づいて実施している。

2. 輸出管理の方法

(1) NSGガイドライン・パート1

原子力活動に使用するために特別に設計又は製造された品目 (専用品) 及び関連技術は、「NSGガイドライン・パート1」と呼ばれる指針に従って各参加国で輸出管理が行われている。この指針では、輸出管理の対象としてリスト (通称「トリガーリスト」) に列挙されている品目 (プルトニウム・ウラン等の核物質、原子炉及びその付属装置、重水・原子炉級黒鉛、再処理プラント・濃縮プラント等) の非核兵器国への輸出に際しては、①核実験等の核爆発目的に使用しない旨の受領国政府からの公式の保証を得

ること、②受領国において IAEA の包括的保障措置 (第2部第5章第2節1. 参照) が適用されていること、③受領国において外部からの侵入・接触から核物質を保護するための措置がとられていること、④受領国が輸入した品目を第三国へ再移転しようとする場合には、原供給国に与えた保証と同一の保証を当該第三国から取り付けることの4条件を受領国に義務付けることとされている。

(2) NSGガイドライン・パート2

湾岸戦争後、イラクが密かに核開発計画を進めていたことが発覚したことをきっかけとして、従来のガイドラインより広範な品目を規制の対象とする必要が認識された。このため米国のイニシアティブにより交渉が開始され、1992年に作成された指針 (「NSGガイドライン・パート2」) は、原子力関連汎用品及び関連技術を輸出管理対象としている。これにより、産業用機械、材料、ウラン同位元素分離装置及び部品、重水製造プラント関連装置、核爆発装置開発のための試験及び計測装置等が新たに対象品目となった。このNSGガイドライン・パート2は、原子力関連汎用品及び関連技術の輸出が、①非核兵器国における核爆発活動、又はIAEAの保障措置の適用を受けていない核燃料サイクル活動に使用される場合、②上記①の活動への転用の容認しがたいリスクがある場合、又は対象品目の移転が核兵器の拡散を防止するという目的に反する場合、もしくは③核テロへの転用の容認しがたいリスクがある場合には、その輸出を許可すべきでないことを基本原則としている。

3. 最近の動きと日本の取組

NSGは、1991年以降、毎年総会を開催し、原子力に関連する資機材及び技術の輸出を管理するための制度の整備・強化に努めている。また、協議グループ会合を中心とした会合を年複数回開催している。現在、上述の2つのガイドラインの総合的な見直し作業が専門家会合において進められている。

NSGは原子力関連資機材・技術の国際的な輸出管理を通じて核不拡散に貢献することを目的としてい

るが、最近では参加国間の輸出管理の協調にとどまらず、核不拡散に対する様々な挑戦に機動的に対応する組織体としても、その活動の幅を広げている。例えば、2002年には核テロ対策のためのガイドラインの改正が行われた。2005年6月の総会においては、保障措置協定に違反している国への原子力移転の停止に関するガイドライン改正について合意された。北朝鮮による2006年10月の核実験実施の発表及び2009年5月の核実験を受け、直後のNSG会合においてそれぞれ深い憂慮と懸念及び拡散上の懸念につき言及するNSG議長声明及びパブリック・ステートメントが発表された。更に、北朝鮮及びイランに関し、NSGガイドラインを引用した国連安保理決議が採択されたことを受け、これら決議の国内実施につき意見交換を行うとともに、各参加国の国内輸出管理制度を通じた決議の実施状況につき情報を共有

した。2008年8月及び9月には臨時総会が開催され、NSGガイドラインからのインドの例外化について議論が行われ、その結果、「インドに対する民生用原子力協力に関する声明」がコンセンサスにて採択された。2010年6月の総会ではNSG規制リストの総合的見直しに関する議論等が行われた。

日本は高度な原子力技術を有し、その平和的利用を積極的に推進しているが、同時に日本から輸出される原子力関連資機材・技術が、他国の核兵器開発に利用されないことがないよう厳格な輸出管理を行う責任を国際社会に対して負っている。このため、NSGを通じた核不拡散に積極的に取り組んでおり、在ウィーン国際機関日本政府代表部がNSGの連絡事務局を務めるなど、NSGの活動に対して積極的な貢献を行っている。

第3節 ザンガー委員会

1. 概要

1970年に発効した核兵器不拡散条約（NPT）の第3条第2項は、特定の原子力資機材について輸出管理を行うことを規定しているが、対象品目の記述などかなり一般的なものととどまっている。このため、スイスのザンガー教授の提唱により、協議が行われ、1974年、輸出管理の対象となる品目がザンガーリストとして合意された。ザンガー委員会参加国では、現在、同リストに掲載される品目について輸出管理が行われている。2010年10月末現在、日本を含む37か国がザンガー委員会に参加し、通常年1回会合が開催されている。

なお、ザンガー委員会は、NPT上の規定により明示的に設置されたものではなく、各国が自発的に参加するものであり、NPT締約国に対して参加が義務付けられているわけではない。また、NSGと同様、ザンガーリストに基づく輸出管理は、参加国の国際法上の義務として実施されているわけではなく、参加国政府が申し合わせを尊重し、国内法令等に基づいて実施している。

なお、NSGとザンガー委員会は、国際的な輸出管理を通じて核不拡散に貢献することを目的とする点においては共通しているが、両レジームには主に次

のような相違点も見られる。

（1）NSGは、NPTの枠組みにとらわれることなく、核不拡散に対する様々な挑戦に迅速かつ柔軟に対応するという機能を果たしてきている。一方、ザンガー委員会は、NPT第3条第2項の解釈を行う任意の会合であり、その活動内容もあくまでNPTの枠組みの範囲内にとどまるものである。

（2）具体的な活動内容の面では、NSGは、原子力専用品及び関連技術、並びに原子力関連汎用品及び関連技術を輸出管理対象品目としているが、ザンガー委員会は、原子力専用品のみを輸出管理対象としている。また、NSGでは、輸出の際の4条件の1つとして受領国における包括的保障措置の適用を要求しているのに対し、ザンガー委員会では、移転される核物質等に対し保障措置が適用されればよいとする。

なお、ザンガー委員会のザンガーリストとNSGガイドライン・パート1のトリガーリストとは内容面で整合性を確保することとされており、どちらかのリストが改正された場合には、他のリストにおい

でも検討の上、その改正を反映させることとなっている。

2. 輸出管理の方法

輸出管理の対象はプルトニウム・ウラン等の核物質、原子炉及びその付属装置、重水・原子炉級黒鉛等、再処理プラント・濃縮プラント等である。これらの品目について、① NPTに加入していない非核兵器国への輸出の場合、直接移転された核物質又は

移転品目が使用される施設によって生産・加工・使用される核物質が核兵器又はその他の核爆発装置に転用されないこと、② NPTに加入していない非核兵器国への輸出の場合、上記①の核物質及び移転された品目に IAEA 保障措置を適用すること、並びに③再輸出先の国が再輸出される品目に保障措置を適用する旨受け入れない限り、NPTに加入していない非核兵器国に核物質及びその他の原子力資機材を再輸出しないことの3つが基本的な条件とされている。

第4節 オーストラリア・グループ (AG)

1. 概要

1984年、イラン・イラク戦争の際に、イラクにより化学兵器が用いられていたことが国連の調査団により明らかになった。イラクが化学兵器開発のために用いた原材料の多くは、民間の化学産業にも用いられるものであり（いわゆる汎用品）、通常の貿易を通じて入手されたものであった。この事実は、各国に、自国の化学産業が他国の化学兵器開発に悪用されることがないように、化学兵器の開発に用い得る化学剤の輸出管理を強化する必要性を認識させるものであった。しかし、各国の輸出管理の対象範囲や運用方法に差がある限り、化学兵器の開発を行おうとする国が規制の緩い国を抜け穴として用いるおそれがある。そのため、化学剤の生産能力を持つ国が輸出管理政策の協調を行うようオーストラリアが提案し、1985年6月にベルギーのブリュッセルで第1回会合が開催された。

この枠組みは、オーストラリアが発案したことから「オーストラリア・グループ (AG)」と呼ばれるようになり、第1回会合以降、オーストラリアが議長及び事務局を務めている。AGは、その後、化学兵器関連汎用品・技術、生物兵器関連汎用品・技術へと規制対象を拡大し、それらの輸出管理における協調を通じて、化学・生物兵器の懸念国等への拡散を防止することを目的として活動してきている。2012年12月末現在、日本を含む40か国が参加、年1回総会を開催している。

2. 輸出管理の方法

AGの参加国は生物・化学兵器の不拡散という共

通の目的を達成するため、AGの下で行われる情報交換、政策協調を国内の輸出管理に反映させることで、自国の輸出管理をより有効なものとする 것을目指している。

AGにおいて合意されている規制品目は以下のとおり。

- ①化学兵器原材料（化学物質）
- ②化学兵器製造設備（反応器、貯蔵容器等）及び関連技術
- ③生物兵器関連生物剤（人、動物、植物に対するウィルス・毒素等）
- ④生物兵器関連製造設備及び関連技術

参加国政府は規制品目の輸出審査にあたって、これらの輸出が生物・化学兵器の開発などに用いられることがないように、慎重に輸出管理を行っている。

3. 最近の動きと日本の取組

生物・化学兵器は、核兵器と比べて安価で開発、製造が可能であることから「貧者の核兵器」とも呼ばれており、その拡散は現在も国際社会が直面する課題である。生物・化学兵器の包括的禁止については、化学兵器禁止条約（CWC）及び生物兵器禁止条約（BWC）が存在しているが、両条約発効後も非締約国の存在や違反国もあり得ることなど、生物・化学兵器開発に関する懸念はなくなったわけではない。したがって、これらの条約を補完し、生物・化学兵器の不拡散体制を実効的なものとするため、AGの存在は重要である。日本も、AGを通じた生物・化学兵器関連汎用品・技術に関する輸出管理につい

ての各国との政策調整や情報交換を、生物・化学兵器の不拡散努力の一つの柱として重視している。

AGは主に生物・化学兵器関連物資の供給能力を持つ先進国からなる非公式な集まりであることから、開発途上国を始めとする非参加国からは、途上国のバイオテクノロジー産業や化学産業の発展を阻害しており、閉鎖的、差別的であるなどの批判が根強い。このため、非参加国にもAGの目的や活動概要を明確にすべく、ウェブサイトの開設や非参加国に対する説明等の努力が行われている。

また、日本において1995年に発生した地下鉄サリン事件、2001年に米国において発生した炭疽菌事件などは、テロ組織などの非国家主体が生物・化学兵

器を開発・取得し、これを実際に使用する危険性が現実のものであることを示した。このような状況を受け、AG参加国は、国家による開発・製造・保有などを防ぐことに加えて、テロ組織などの非国家主体への生物・化学兵器関連物資・技術の拡散防止策も強化していく必要があるとの認識で一致しており、規制対象の拡大等を通じた機能強化を進めている。

2011年総会では、法執行能力、査証審査方法、キャッチオール規制等の実施に関する情報共有を通じて協力を深化させていくことに合意するとともに、機微な技術の移転やブローカリング業務の規制に対する意識向上を含め、産業界及び学界をAGの作業に関与させることの重要性が強調された。

第5節 ミサイル技術管理レジーム (MTCR)

1. 概要

ミサイル技術管理レジーム (MTCR) は、大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及びその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出を規制することをその目的とする、国際的な輸出管理協調の枠組みである。核兵器の運搬手段となるミサイル及び関連汎用品・技術を対象に、G7が中心となって1987年4月に発足し、その後1992年7月に核兵器のみならず、生物・化学兵器を含む大量破壊兵器を運搬可能なミサイル及び関連汎用品・技術が規制対象とされることになった。2012年12月末現在、日本を含む34か国が参加している。

2. 輸出管理の方法

MTCR参加国は、ミサイル（宇宙ロケットも含む）及び関連汎用品・技術（例えば、航法装置やソフトウェアなど）を輸出管理の規制対象とすべき品目としてリスト化し、国内法令（日本においては、「外国為替及び外国貿易法」及びこれに基づく「輸出貿易管理令」、「外国為替管理令」等）に基づき、それらリスト上の品目につき輸出管理を実施している。MTCRの主な規制品目は以下のとおり。

①カテゴリーⅠ品目（目的に関わらず原則輸出禁止）：

射程300km以上・搭載能力500kg以上の完成したロケット・システムや完成した無人航空機システム、誘導装置や再突入機等のサブシステム。

②カテゴリーⅡ品目（ケース・バイ・ケースで慎重審査。大量破壊兵器の運搬用と判断される場合は、原則輸出禁止）：

射程300km以上・搭載能力500kg未満の完成したロケット・システムや完成した無人航空機システム、推進薬、構造材料、ジェットエンジン、加速度計、ジャイロスコープ、（一定容量の）噴霧器付無人航空機（射程に関わらず規制）等。

3. 最近の動きと日本の取組

日本は、日本の安全保障及び地域や世界の平和と安全の観点から、ミサイルの不拡散を重視してきており、設立当初よりMTCRに参加し、厳格な輸出管理に努めてきている。最近の主な活動は以下のとおりであり、日本は、今後もMTCRを通じた取組に貢献していく考えである。

（1）2003年、MTCRは、従来の規制品目リストに基づく輸出管理に加え、非リスト規制品目であっても、ミサイル開発に寄与する可能性がある場合は輸出許可申請の対象とする制度（キャッチオール制度）をMTCR参加国が導入することにつき合意した（日本は、これに先立つ2002年4月に同制度を導入。）。

(2) MTCRでは、MTCR参加国のみならず、MTCR非参加国によるミサイル関連物資・技術の輸出管理も重要であるとの認識から、MTCR非参加国がMTCRガイドライン及び規制品目リストを自国の輸出管理制度に取り入れるよう、MTCR議長国を中心にMTCR非参加国に働きかけを行ってきた。現在、MTCR非参加国の中にもMTCRガイドライン及び規制品目リスト（MTCR附属書）を遵守する国は増大しており、これらは輸出管理の国際基準

となりつつある。日本は、アジア地域における数少ないMTCR参加国（日本・韓国）として、従来、あらゆる機会を捉えてアジア諸国に対しかかる働きかけを行ってきた。

(3) 2012年年次総会においては、ミサイルの拡散への取組及びそのためにMTCRが果たす役割について再確認された他、2012年はMTCR創設25周年に当たるところ、これを記念するプレスリリースが発出された。

第6節 ワッセナー・アレンジメント (WA)

1. 概要

冷戦の終結に伴い、1994年3月、西側諸国による共産圏諸国に対する戦略物資の輸出規制を目的としたココム（COCOM）は、その役割を終え解消された。他方、イラクによるクウェート侵攻に象徴されるように、新たな地域紛争の多発が問題となった。そのため、地域の安定を損なうおそれのある通常兵器（核、生物・化学兵器といった大量破壊兵器を除いた武器：軍用艦艇、戦車など）及びそうした武器を製造するのに必要とされる汎用品・技術の過度の蓄積の防止という新たな国際社会の課題に対応するため、輸出管理体制設立の必要性が強く認識されるようになった。旧ココム参加国を中心にロシアも含め2年半余り協議を行った結果、1995年にオランダのワッセナー市において、新輸出管理体制の設立に合意、1996年7月の設立総会をもって正式に「通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント（WA）」が発足した。2012年12月末現在、日本を含む41か国が参加している。

WAは、通常兵器及び関連汎用品の製造・供給能力を有し、かつ、こうした武器・汎用品の不拡散のために努力する意思を有する参加国による、法的拘束力のない紳士的な申し合わせとして存在している。ココムがその対象地域を共産圏に限定していたのに対し、WAでは特定の対象国・地域に的を絞ることなくすべての国家、地域及びテロリスト等の非国家主体を対象としている。

WAの目的は、①通常兵器及び関連汎用品・技術の過度の蓄積を防止することによって、地域及び国際社会の安全と安定に寄与し、②グローバルなテロ

との闘いの一環として、テロリストグループ等による通常兵器及び関連汎用品・技術の取得を防止することにある。

2. 輸出管理等の方法

WAでは、①参加国による協議を通じて、輸出管理対象とすべき武器・汎用品の品目及びその性能水準を確定する作業（具体的には、技術の進歩等に対応した輸出管理対象品目リストの作成・改訂）、及び②どの国にどのような武器・汎用品を移転したかといった各種情報交換を通じて兵器等の蓄積状況を把握する作業によって、上述の目的を達成しようとしており、参加国にはWA内で合意された管理品目リストに基づく輸出管理の実施と、各種情報提供が求められている。

3. 最近の動きと日本の取組

日本は、日本自身の安全保障及び世界の平和と安全の維持の観点から、WAの目的に賛同し、設立前より積極的にWAの成立に関与してきており、WAの規制対象となる汎用品・技術に対して、厳格な輸出管理を実施してきている。また、日本は原則として武器輸出を行っておらず、WAや国連軍備登録制度において、各国に対し武器移転の透明性拡大を強く主張してきており、今後とも透明性拡大を通じた紛争の予防を目指し、積極的に取り組んでいく考えである。

2011年は4年に一度のWAの機能見直し年に当たり、技術の進歩や市場の動向に対応していくため、輸出管理対象品目リストの改訂を含むWAの機能

強化のための措置について集中的に議論を行った。また、2011年総会では、「汎用品・技術についての輸出管理内部規程ベストプラクティス・ガイドライン」、「汎用品及び汎用技術の輸出管理内部規程に関するベストプラクティス・ガイドライン」、「通常兵器システムの再移転（再輸出）の管理に関するベス

トプラクティス・ガイドライン」、「第三国間の通常兵器の移転の管理に関する要素」の採択が行われ、また「通常兵器の不安定化をもたらす蓄積に関する客観的な分析及びアドバイスに係る要素」の改正が行われた。

第7節 輸出管理における日本の取組

日本は、上記の全ての国際輸出管理レジーム（NSG、MTCR、AG、WA）の規制品目リスト、各種国連安保理決議等に基づき、外国為替及び外国貿易法（外為法）、輸出貿易管理令（輸出令）、外国為替令（外為令）その他の法令・告示・通達等を通じ、厳格な輸出管理を実施してきている。

具体的には、①大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられるおそれのある機微な貨物・技術をリスト化して規制するリスト規制、②リスト規制品目以外にも用途・需要者により規制を行うキャッチオール規制、③日本以外の国を仕向地とする貨物であっ

て日本に仮陸揚げしたものについて規制を行う積替規制、④外国相互間の貨物の移動を伴う売買、貸借及び贈与について規制を行う仲介貿易・技術取引規制等を行ってきた。

また、貨物の輸出や技術の提供を継続的に行う企業、研究機関等（輸出者等）における自主管理の取組を強化することが重要との観点から、輸出者等の内部管理体制の整備を含む輸出者等遵守基準を定めるとともに、組織内部の規程として輸出管理内部規程（CP：Compliance Program）を制定すること求めている。

第2章

ミサイルの不拡散

第1節 問題の現状

核兵器等大量破壊兵器の有効な運搬手段であるミサイルについて何らかの制限を課すことは、核兵器等大量破壊兵器の製造や保有等を禁止・制限する国際約束を補完するものとして重要な意義を有するが、現在、ミサイルの製造や保有を制限するような国際約束は存在していない。とりわけ、弾道ミサイルは、一旦発射されると極めて短時間で目的地に到達し、また爆撃機などに比べれば弾道ミサイルの弾頭ははるかに小さいため、通常のレーダーで追尾することも困難である。弾道ミサイルは、核兵器や生物・化学兵器が積まれていれば、多少精度が悪くても大変な惨事をもたらす。

先進7か国（G7）は、こうしたミサイルの不拡散を防ぐため、1987年に「ミサイル技術管理レジーム（MTCR）」を創設し、厳格な輸出管理を通じてミサイル技術の流出を防ぐことに取り組んできた（前述）。

しかし、ミサイル技術を自ら開発したり、また

MTCR参加国以外のミサイル保有国からの協力を得たりする国もあり、先進諸国が技術流出を防ぐだけではミサイル技術の不拡散を食い止めることはできなくなっている。北朝鮮は、日本のほぼ全域を射程下におく弾道ミサイルであるノドンを実際に配備しているが、1998年には北朝鮮が発射したテポドン1を基礎とした弾道ミサイルが日本の上空を飛び越える形で太平洋側に着弾したこと、さらに2006年にもテポドン2を含む7発の弾道ミサイル発射を実施し、2009年4月及び2012年4月にも日本を含む関係各国が自制を求めたにもかかわらず、ミサイル発射を強行したことは、日本にとってミサイルが大きな脅威を構成し得るものであること、北朝鮮の弾道ミサイル活動が北東アジアの平和と安定に関わる重要な問題であることを改めて示した。さらに、インドやパキスタン、イランが発射実験を繰り返すなど、今や相当数の国が弾道ミサイルの技術を保有するようになっている。

第2節 ハーグ行動規範（HCOC）

1. 採択の経緯

このように弾道ミサイル不拡散が国際的な懸念となる状況の中で、MTCRにおいて、これまでの輸出管理の協調だけでは弾道ミサイルの不拡散を防止することができず、これを補完する国際的な枠組みが必要であるとの気運が高まり、MTCRを中心にグローバルな枠組み作りについて検討を開始した。2001年9月のMTCRオタワ総会以降は、MTCR内での議論を終了し、すべての国に開かれた普遍化のプロセス（2002年2月のパリ会合（78か国参加）、2002年

6月のマドリッド会合（96か国参加）を経て、2002年11月、オランダのハーグで「弾道ミサイルの不拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）」が93か国の参加を得て採択された。

2. 概要

(1) HCOCの法的性格

HCOCは、弾道ミサイルの規制を目指す初めての国際的枠組みであり、弾道ミサイルの不拡散防止、弾道ミサイルの実験開発・配備の自制などの原則と信

信頼醸成のための措置などを主な内容とする。HCOCは、法的拘束力をもつ国際約束ではなく、参加国がHCOCの原則や措置に従うとの政治的意思を示す文書である。

(2) HCOCの内容

HCOCは、弾道ミサイル拡散防止の原則、弾道ミサイルの実験・開発・配備の抑制、宇宙ロケット計画を用いて弾道ミサイル計画を隠蔽してはならないとの原則、国際的軍縮・不拡散条約の義務や規範に反して大量破壊兵器の開発を行っている可能性のある国の弾道ミサイル開発計画を支援・支持しないとの原則、信頼醸成措置（弾道ミサイルや宇宙ロケットの事前発射通報、政策に関する年次報告など）を主たる内容とする。同時に、HCOCはこうした信頼醸成措置の実施が弾道ミサイル活動を正当化することにはならないことも定めている。

(3) HCOC参加国

2012年12月末現在、HCOC参加国は採択当初の93か国から134か国に増加した。HCOCのさらなる普遍化に向けて、HCOC議長国が中心となり、HCOC

への参加を促している。なお、HCOCへの参加はすべての国に開かれており、中央連絡国であるオーストラリア政府にHCOCへの参加を表明する外交文書を提出すれば参加できる。

(4) HCOCに関する国連総会決議及びHCOC創設10周年を記念する共同声明

2004年12月、第59回国連総会において、HCOCに関する国連総会決議が161か国の支持を得て採択された。その後も、2005年の第60回国連総会、2008年の第63回国連総会及び、2010年の第65回国連総会において同様の決議が採択されている（これらの国連総会決議には、HCOCの立ち上げを歓迎し、HCOCへの参加を促す内容が盛り込まれている）。日本は、これらの決議案の共同提案国となり、採択に向けHCOC議長国などと共にHCOC非参加国に対して決議案への支持を働きかけた。

また、2012年はHCOC創設10周年に当たるところ、過去のHCOC議長国、現議長国、次期議長国（日本）等によりHCOC創設10周年を記念する共同声明が作成され、国連事務総長に提出された。

第3節 日本の取組

1. 弾道ミサイル拡散問題への取組

弾道ミサイル拡散問題は、日本の安全保障上も重要な問題である。弾道ミサイル拡散問題への対処は、拡散懸念国への働きかけや輸出管理、さらに多国間の枠組み作りなど様々な方策がある。日本は、MTCRの枠組みにおける国際協調を重視し、HCOCをめぐる議論にも積極的に参加してきている。また、ミサイル活動を行っている国に対しては、様々な機会を通じて日本としての懸念を伝えてきている。特に、北朝鮮が、日本のほぼ全域を射程下におくノドンを配備し、弾道ミサイル発射を行うなどの懸念すべき活動を行っていることは、日本の安全保障のみならず国際社会の平和と安全に関わる重大な問題であることから、日本は北朝鮮に対し、弾道ミサイルの開発、実験、配備及び輸出の停止を強く求めてきた。

また、2001年から2008年にかけて3回にわたり設

置されたミサイル問題を多角的に検討するための国連ミサイル政府専門家パネルには、日本からも専門家が参加し、ミサイル問題への取組の重要性につき積極的に発言するなどの貢献を行った。

2. HCOCにおける取組

日本は、HCOCの内容を策定する過程で、北朝鮮の弾道ミサイル活動を念頭に置き、様々な具体的な提案を行ってきた。宇宙ロケット計画を用いて弾道ミサイル計画を隠蔽してはならない、事前発射通報の実施は弾道ミサイルの発射を正当化することにはないとの趣旨は、こうした日本の提案が反映されたものである。さらに、HCOCの採択に先立ち、オーストラリア及び韓国とともに、HCOCの意義について3回にわたりASEAN諸国に対し共同説明を行った。また、日本は2013年～2014年にHCOC議長国に就任する。

HCOCの今後の課題は、さらなる普遍化と円滑な実施であることから、日本は、各種セミナーや説明会、アジア不拡散協議（ASTOP）や二国間の協議など、様々な機会を通じて、特にASEAN諸国に対してHCOCへの理解と参加を促している。現在、HCOC参加国はASEAN諸国ではフィリピン、カンボジア及びシンガポールのみであるが、今後も引き続き、また、特に2013年～2014年は次期議長国として、ASEAN諸国に対して働きかけを行っていく考えである。

さらに、日本は、HCOCの信頼醸成措置の円滑な

実施に貢献するとの立場から、他の国に先駆けて、平和目的の宇宙ロケットの事前発射通報を行うとともに、早いタイミングで宇宙ロケットの政策に関する年次報告を提出した。また、2005年11月には、HCOCの信頼醸成措置の一環として、HCOC参加国による日本の宇宙センターの国際視察を実施した。このような積極的な実践姿勢は、他のHCOC参加国からも評価を得ている。日本は、自国の安全保障、地域や世界の平和と安全のために、HCOCが普遍的かつ実効的な規範として弾道ミサイルの不拡散に寄与するよう貢献を行っていく考えである。

第3章

拡散に対する安全保障構想（PSI）

第1節 成立の背景と概要

国際社会の平和と安全に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の拡散防止のための国際的な取組としては、核兵器不拡散条約（NPT）等の国際条約に基づく不拡散体制のほか、種々の国際的な輸出管理レジームが重要な役割を演じている。

しかし、国際的な取組の存在は極めて重要であるが、その一方で関連条約や輸出管理レジームのみでは十分に防止できていないのが実情である。

このような背景を踏まえ、米国のブッシュ政権は大量破壊兵器やミサイルの拡散問題を重視し、特に、2001年の米同時多発テロ以後は北朝鮮、イラク、イランを始めとする拡散懸念国やテロリスト等の非国家主体による大量破壊兵器及びミサイルの開発及び移転への懸念を強めた。2002年12月には、「大量破壊兵器と闘う国家戦略」を発表し、その中で拡散を食い止めるための包括的なアプローチ（①拡散対抗、②不拡散、③大量破壊兵器使用の結果への対処）の

必要性を提唱した。

2003年5月31日、ブッシュ米国大統領は、訪問先であるポーランドのクラコフ市で演説を行い、拡散を阻止するための新たな取組として、「拡散に対する安全保障構想」（PSI: Proliferation Security Initiative）を発表し、日本を含む10か国に参加を呼びかけた。PSIは、「大量破壊兵器と闘う国家戦略」で打ち出されている概念である「拡散対抗（counter-proliferation）」の中の「阻止（interdiction）」の項を精緻化したものと言える。

PSIは、国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、国際法・各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとりうる移転（transfer）及び輸送（transport）の阻止のための措置を検討・実践する取組であり、現在では、100か国以上が、PSIの活動の基本原則を定めた「阻止原則宣言」を支持し、実質的にPSIの活動に参加・協力している。

第2節 これまでの動き

1. 参加国・協力国の拡大に向けた努力（アウトリーチ活動）

PSIの下で行われる大量破壊兵器等の拡散阻止活動においては、複数の国による連携が鍵となることから、参加国・協力国の範囲を拡大し、拡散阻止のための網の目を細かくすることが重要である。発足当初、PSIの参加国は11か国に過ぎなかったが、その後の精力的なアウトリーチ活動の結果、PSIに対する支持を表明する国の数は現在では100か国を超えている。

2. 各種会合を通じた活動内容の精査

発足後2年間、局長級の総会及び局次長級の専門家会合においてPSIの活動内容に関する議論を深めた結果、PSIは、①国際社会全体に対する脅威である大量破壊兵器等の拡散に対抗すべき枠組みであって、特定の懸念国に対するものではないこと、②参加国を現在の参加国に限るものではないこと、③既存の国際法及び各国の国内法等に基づく活動であって、法的権限を越えた活動により拡散を阻止するものではないこと等が確認された。2003年9月の第3

回総会（於：パリ）では、「阻止原則宣言」が採択され、PSIの目的やPSIが行う阻止活動の基本原則が定められた。2006年6月には、PSI3周年を記念して、ハイレベル政策会合がワルシャワで開催され、2008年9月には、PSI5周年を記念して、PSI5周年会合がワシントンで開催された。

日本を含む21か国が参加するオペレーション専門家会合（OEG）がPSI発足以降定期的に開催されてきており、PSIの活動内容の精査、訓練実施計画の策定、法的問題の検討等を行い、PSIの活動の主たる内容を実質的に決定している。日本は2010年11月

に初めて同専門家会合を東京において主催した。

3. 阻止訓練の精力的な実施

実際に大量破壊兵器等の拡散を阻止する際のオペレーションを成功に導くため、PSI発足後、陸上・海上・航空等、様々な形態の阻止訓練が世界各地域において実施されている。これらの訓練の主な成果として、①各国の関係機関による大量破壊兵器等の拡散阻止に関する能力の向上、②各国の軍隊、法執行機関、税関当局等の相互の連携の強化、③PSI非参加国に対するアウトリーチ効果等が挙げられる。

【これまでのPSI阻止訓練】（2012年12月末時点）

[2003年]

9月12-14日	オーストラリア主催海上阻止訓練 (Pacific Protector) (於：オーストラリア沖)
10月8-9日	英国主催航空阻止指揮所訓練 (於：ロンドン (英国))
10月14-17日	スペイン主催海上阻止訓練 (Sanso 03) (於：地中海)
11月24-28日	フランス主催海上阻止訓練 (Basilic 03) (於：地中海)

[2004年]

1月11-17日	米国主催海上阻止訓練 (Sea Saber) (於：アラビア海)
2月19日	イタリア主催航空阻止訓練 (Air Brake) (於：シチリア (イタリア))
3月31日-4月1日	ドイツ主催航空阻止訓練 (Hawkeye) (於：フランクフルト (ドイツ))
4月13-22日	イタリア主催海上阻止訓練 (Clever Sentinel) (於：地中海)
4月19-21日	ポーランド主催陸上阻止訓練 (Safe Borders) (於：ポーランド)
6月23-24日	フランス主催航空阻止指揮所訓練 (ASPE 04) (於：パリ (フランス))
9月27日-10月1日	米国主催海上阻止机上訓練 (PSI Game) (於：米海軍大学 (米国))
10月25-27日	日本主催海上阻止訓練 (Team Samurai 04) (於：相模湾沖合及び横須賀港内)
11月8-18日	米国主催海上阻止訓練 (CHOKE POINT 04) (於：キーウエスト (米国))

[2005年]

4月8-15日	ポルトガル主催海上阻止訓練 (NINFA 2005) (於：リスボン (ポルトガル) 及びポルトガル沖合)
5月31日-6月2日	チェコ・ポーランド共催陸上阻止訓練 (Bohemian Guard) (於：オストラバ (チェコ))
6月7-8日	スペイン主催航空阻止訓練 (Blue Action 2005) (於：西地中海地域及びラゴサ空軍基地 (スペイン))
8月15-19日	シンガポール主催海上阻止訓練 (Deep Sabre 2005) (於：シンガポール及び同周辺海域)
10月3-7日	ノルウェー主催机上訓練 (PSI Game 2005) (於：ベルゲン (ノルウェー))
11月14-18日	英国主催海上阻止訓練 (Exploring Themis 05) (於：各国首都 (指揮所訓練：14～16日) インド洋 (実働訓練：17～18日))

[2006年]

4月4-6日	オーストラリア主催航空阻止訓練 (Pacific Protector 06) (於：ダーウィン (オーストラリア))
--------	--

4月 4- 5日	オランダ主催海上阻止訓練 (Top Port) (於：ロッテルダム (オランダ))
5月 24-26日	トルコ主催阻止訓練 (Anatolian Sun 2006) (於：各国首都 (指揮所訓練：24～26日)、アンタリア (トルコ) (実働訓練：25～26日))
6月 21-22日	フランス主催阻止訓練 (Hades 06) (於：フランス国内)
9月 13-15日	ポーランド・ロシア・デンマーク共催海上阻止訓練 (Amber Sunrise) (於：バルト海沿岸)
10月 25-31日	米国主催海上阻止訓練 (Leading Edge) (於：各国首都 (指揮所訓練：25～27日)、ペルシャ湾 (実働訓練：29～31日))
[2007年]	
4月 26-27日	リトアニア主催 (ポーランド、ラトビア及びエストニア共催) 航空阻止訓練 (Smart Raven) (於：ビリニュス及びシャウレイ (リトアニア))
5月 27-29日	スロベニア主催海上阻止訓練 (Adriatic Gate 2007) (於：コペル港 (スロベニア))
6月 18-22日	米国主催机上訓練 (PSI Game) (於：米海軍大学 (米国))
10月 13-15日	日本主催海上阻止訓練 (Pacific Shield 07) (於：伊豆大島東方海域、横須賀港及び横浜港)
10月 29-31日	ウクライナ・ポーランド・ルーマニア共催 陸・海上阻止訓練 (Eastern Shield 2007) (於：オデッサ (ウクライナ))
[2008年]	
3月 10-12日	フランス・ジブチ共催海上阻止訓練 (GUISTIR) (於：ジブチ港 (ジブチ))
5月 12-14日	クロアチア主催海上阻止訓練 (ADRIATIC SHIELD 08) (於：リエカ (クロアチア))
9月 15-19日	ニュージーランド主催海上阻止訓練 (MARU) (於：オークランド (ニュージーランド))
[2009年]	
10月 24-28日	シンガポール主催海上阻止訓練 (Deep Sabre II) (於：シンガポール及び同周辺海域)
[2010年]	
1月 24-28日	米・アラブ首長国連邦共催海上阻止訓練 (Leading Edge 2010) (於：アブダビ (アラブ首長国連邦))
9月 15日	オーストラリア主催航空阻止訓練 (Pacific Protector 10) (於：ケアンズ (オーストラリア))
10月 14-15日	韓国主催海上阻止訓練 (Eastern Endeavor 10) (於：釜山 (韓国))
[2012年]	
7月 3-5日	日本主催航空阻止訓練 (Pacific Shield 12) (於：北海道札幌市、千歳市 (新千歳空港、航空自衛隊千歳基地))
9月 26-27日	韓国主催海上阻止訓練 (Eastern Endeavor 12) (於：釜山及び釜山沖 (対馬海峡の公海上))

第3節 日本の取組

日本は、輸出入管理、国内管理のみならず、輸送段階を含むすべての過程において不拡散の取組を強化する必要があるという考えをとっており、これまで日本が行ってきた大量破壊兵器等の不拡散に関する取組に沿ったものとして、また、日本の安全保障の向上に資するものとして、以下のように、PSIの活動に積極的に参加してきている。

1. アウトリーチ活動の積極的な展開

アジアにおける不拡散体制の強化に向けた取組の一環として、また、アジア諸国が、日本とともに、大量破壊兵器等の拡散を阻止するための活動に協力・連携することは、日本の安全保障に資するという認識の下、アジア諸国による PSI への理解の促進と支持の拡大を目指す活動（アウトリーチ活動）を積極的に展開してきている。日本は、今後とも、多くの国々、とりわけ、近隣のアジア諸国が、PSI の原則に賛同し、その活動に参加、協力するよう、積極的な働きかけを行っていく考えである（第4章第1節参照）。

2. PSI 阻止訓練に対する積極的な参加（日本による訓練主催、各国主催訓練への参加）

2004年10月25～27日、日本は、相模湾沖合及び横須賀港内において、日本主催として第1回目となる海上阻止訓練「Team Samurai 04」を実施した。日本からは、海上保安庁及び防衛庁（当時）・自衛隊の艦船・航空機が参加したほか、他国からも装備・人員派遣国及びオブザーバー派遣国を合わせて計21か国が参加した。

2007年10月13～15日には、2回目の日本主催海上阻止訓練「Pacific Shield 07」を実施した。日本からは、防衛省・自衛隊の他、警察、税関、海上保安庁から艦船、航空機や乗船・検査チーム等が参加した。また、装備・人員等を派遣した豪州、フランス、ニュージーランド、シンガポール、英国及び米国と

オブザーバー派遣国とを合わせて、2004年の訓練の2倍近い40か国からの参加を得た。

2012年7月3～5日には、日本初の航空阻止訓練「Pacific Shield 12」を北海道札幌市、千歳市（新千歳空港・航空自衛隊千歳基地及び周辺施設）において実施した（コラム参照）。

また、日本は、これまでに行われている各国主催訓練のほぼすべてにオブザーバーを派遣して参加しており、特に、以下①～⑦の訓練には、艦船等が参加し、積極的に貢献を行っている。

① オーストラリア主催海上阻止訓練「Pacific Protector」（2003年9月）

海上保安庁巡視船・特殊部隊が参加。

② シンガポール主催海上阻止訓練「Deep Sabre 2005」（2005年8月）

海上保安庁巡視船並びに海上自衛隊護衛艦（搭載型ヘリコプター含む）及び哨戒機が参加。

③ オーストラリア州主催航空阻止訓練「Pacific Protector 06」（2006年4月）

警察庁・警視庁及び財務省・税関の検査チームが参加。

④ ニュージーランド主催海上阻止訓練「Maru」（2008年9月）

警察庁及び財務省・税関の検査チーム並びに海上自衛隊哨戒機が参加。

⑤ シンガポール主催海上阻止訓練「Deep Sabre II」（2009年10月）

警察庁及び財務省・税関の検査チーム並びに海上自衛隊護衛艦（搭載型ヘリコプター含む）及び哨戒機が参加。

⑥ 韓国主催海上阻止訓練「Eastern Endeavor 10」（2010年10月）

海上自衛隊護衛艦（搭載型ヘリコプター含む）が参加。

⑦ 韓国主催海上阻止訓練「Eastern Endeavor 12」（2012年9月）

海上自衛隊護衛艦（搭載型ヘリコプター含む）及び哨戒機が参加。

コラム：日本主催 PSI 航空阻止訓練（2012 年 7 月）

本年 7 月 3 日から 5 日にかけて、北海道において、日本主催 PSI 航空阻止訓練「Pacific Shield 12」が開催された。日本による PSI 阻止訓練の主催は 2004 年 10 月、2007 年 10 月（いずれも海上阻止訓練）に次いで 3 回目であり、航空阻止訓練の主催は初めて。

本訓練には、日本より、外務省、内閣官房、警察庁、財務省、国土交通省、防衛省等の関係省庁が参加した他、検査訓練に参加した豪州、韓国、シンガポールを含め約 20 カ国からの参加を得た。7 月 4 日に行われた実動訓練及び検査訓練の内容は以下のとおり。

◎午前の部（日本による実動訓練及び検査訓練）

（１）拡散懸念国からの放射性物質を輸送している疑いの強い民間貨物機（訓練には航空自衛隊の U-4 多用途支援機を使用）が我が国領空に侵入したとの事態を想定し、航空自衛隊が要撃機（F-15 戦闘機 2 機。当日は天候上の理由から参加せず。）を発進させ、容疑機を空自千歳基地に着陸させる訓練（実動阻止訓練）を実施。

（２）新千歳空港において当該貨物を北海道警察・函館税関が検査し、容疑機から下ろす訓練（検査訓練）を実施。続いて、陸上自衛隊（第 7 化学防護隊及び中央特殊武器防護隊）が除染に関する展示訓練を行った。



日本の検査訓練



陸上自衛隊による除染に関する展示訓練

◎午後の部（各国検査訓練）

豪州（オーストラリア原子力科学技術機構（ANSTO））、韓国（国防部化生放防護司令部、韓国税関）、シンガポール（シンガポール軍 CBRE 防護群）が放射性物質または化学剤の検知を行う検査訓練を実施。



豪州による検査訓練



シンガポールによる検査訓練

今回の訓練は、主に以下の目的を達成するという点において大変重要な機会であった。

(1) 拡散阻止に向けた明確かつ力強いメッセージの発出

日本初の PSI 航空阻止訓練の主催を通じ、大量破壊兵器及びその関連物資の拡散阻止に向けた日本及び国際社会の意思を内外に表明する。また、実動訓練の一部始終をオブザーバーやメディアに公開し、PSI の目的や内容、その重要性等についての理解の向上を図る。

(2) 各国の措置についての相互理解の促進、関係機関相互の連携の強化

日本の訓練を通じ航空自衛隊、警察、財務省（税関）の相互の連携を強化することに加え、オーストラリア、韓国、シンガポールの各国が放射性物質や化学剤の検知に係る貨物検査を実施することを通じて、各国の検査方法についての相互理解を促進し、拡散阻止のための措置の実効性向上を図る。机上訓練においては、各国が実動訓練と同様のケースに対していかに対応するかについての議論を通じて、各国の制度についての相互理解の深化を図る。

(3) 幅広い国々からの参加

日本主催の初めての PSI 航空阻止訓練に対し、アジア大洋州、北米・中南米、中東、欧州から、PSI 未参加国を含む幅広い国からの参加を得て、これらの国々が PSI 及び不拡散一般に対する取組の重要性や各国の政策についての理解を深める。

第4章

不拡散政策の普及（アウトリーチ）

アジアを舞台とした大量破壊兵器関連物資の不正な調達活動の事例が複数報告されているように、この地域における不拡散体制の整備・充実は喫緊の課題となっている。この背景には、域内各国における大量破壊兵器やその開発に転用可能な物資などの生産・供給能力の増大や、中継貿易地としての同地域の重要性の増大の一方で、不拡散の重要性に対する認識や輸出管理体制の整備が十分でないことが挙げられる。

このような状況において、アジア諸国が国際的不拡散体制に積極的に参画し、域内で協力して不拡散の問題に対処していくことは一層重要になっている。日本は、アジア不拡散協議（ASTOP）（第1節参照）やアジア輸出管理セミナー（第2節参照）など各種会合を主催し、拡散問題に対する地域的取組の強化を率先して進めているほか、アジア域内のPSIへの参加を呼びかけるミッションを2003年及び2010年に派遣している。

第1節 アジア不拡散協議（ASTOP）

日本は、2003年以来、ASEAN諸国、中国、韓国そしてアジア地域の安全保障に共通の利益を持つ米国・オーストラリア・カナダ・ニュージーランドから局長級の不拡散政策担当者を招いてアジア不拡散協議（ASTOP、エーストップ）を開催してきている。同協議は、アジアにおける大量破壊兵器・ミサイル関連物資等の不拡散に対する取組強化・認識の向上、及び、2003年5月に発足した「拡散に対する安全保障構想」（PSI）（第3章参照）をアジア諸国に紹介し、PSIへの協力の態様等について議論することを主眼として開始された。

同会合は、その後もほぼ毎年開催されており、最近では、2011年12月1日に第8回協議が開催され、IAEA保障措置をどのように強化するかについて、国際社会や各国の取組について意見交換が行われた。また、2012年3月に韓国において核セキュリティ・サミットが開催されることを踏まえ、核セキュリティの強化について、同サミットに向けた国際社会の動きや各国の取組について意見交換が行わ

れた。さらに、IAEA保障措置及び核セキュリティの分野における人材育成等の協力についても議論が行われた。また、拡散関連の移転を阻止するための取組として、国連安保理決議に基づく制裁の実施や、各国における輸出管理法制の整備について、具体的な取組を紹介しつつ意見交換が行われたほか、PSIについても議論が行われた。

こうした努力の結果、各国の不拡散分野での取組、特にIAEA追加議定書の締結やPSIの分野での取組が着実に進展している点が確認されるとともに、関連安保理決議の履行を含め各国の国内体制整備等に関する経験を他の参加国と共有することによって、理解が増進され、今後の積極的な取組を促進する効果が生まれている。また、アジア各国が不拡散に関する措置を国内的に実施していくために必要な支援や協力の内容が明らかになり、今後の具体的協力の方向性が明確に示されるといった成果を挙げている。

第2節 アジア輸出管理セミナー

アジア輸出管理セミナーは、アジア諸国・地域の不拡散・輸出管理担当者を対象に、外務省及び経済産業省の協力の下で一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）の主催により、1993年から毎年開催されている。同セミナーは、アジア地域の輸

出管理制度の強化及び不拡散体制の整備のためには、アジア諸国・地域間の協力が必要不可欠との認識の下、アジア地域の輸出管理の重要性に対する共通認識を高め、その輸出管理制度を強化することを目的としている。

コラム 第20回アジア輸出管理セミナー（2013年2月）

日本は、2013年2月に20回目の節目となるアジア輸出管理セミナーを開催しました。1993年の第1回アジア輸出管理セミナーは、8のアジア諸国並びに米国及びオーストラリアの計10か国の参加の下で開催されましたが、2013年2月に開催した第20回アジア輸出管理セミナーでは、アジアを主とする15か国・地域、米国、英国、EU、4の国際輸出管理レジーム（WA、NSG、AG、MTCR）、国連安保理1718委員会専門家パネル等の参加も得て、日本を含め計41か国・地域・機関から過去最大の約120名が参加しました。

アジア諸国・地域、特にASEAN諸国においては、経済発展に伴い、将来的に大量破壊兵器等の開発に転用可能な物資の生産能力を有する可能性があることに加え、日本を含む先進国の投資先及び第三国への中継貿易地として発展を遂げているところもあり、これらの国・地域が拡散者による違法な調達活動に意図せずして関わることへの懸念が高まっています。

第20回アジア輸出管理セミナーでは、①アジア諸国における国内法令整備の進捗状況、②産業界との連携、③国内外関係機関との連携、の3つのテーマを設定し、アジア地域全体の不拡散に向けた取組等について意見交換や議論を行いました。

アジア輸出管理セミナーを通じて、アジア地域における輸出管理強化の重要性についての共通認識及び担当者間のネットワークが更に深まり、地域における輸出管理の強化につながっていることが期待され、今後とも日本としてこれらアジア諸国・地域との協力を継続していく方針です。



冒頭挨拶



輸出管理に関する専門家からの発表